

## 制度概要

佐世保市中小企業小口事業資金保証（略称:佐世保小口）		
目 的	佐世保市内の小規模企業者に対して、小口事業資金の融資の円滑化を促進し、もってこれらの企業の振興と発展を図ることを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	佐世保市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して営む小規模企業者であって、市税を完納しているもの。 ①常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの(②に掲げるものを除く。) ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの。 ③事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。 ④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。 ⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。 ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記①から⑤に掲げるものを除く。) ⑦ 特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人)以下のもの。	
対 象 資 金	事業資金（運転資金、設備資金）	
保証条件	貸付限度額	2,000万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内（うち据置 1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.20%
保証料率	基準料率	①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 年0.45%～1.90% ②特別小口保険(一般関係)に係る保証の場合 年0.80% ③セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.80% ④セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.75% ただし、特別小口保険を適用する場合は年0.80%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。 ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。ただし、セーフティネット保証を除く。
	保証料補助	佐世保市が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 基準料率が年0.80%以上の保証について、年0.05%～0.76% ②特別小口保険(一般関係)に係る保証の場合 年0.05% ③セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.32% ただし、特別小口保険を適用する場合は年0.05% ④セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.27% ただし、特別小口保険を適用する場合は年0.05% ただし、適用料率③による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証1～4、6号を利用する場合は対象外	
取扱金融機関	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 時 添 付 書 類	①セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づく市長の認定書 ②市税の納税証明書(未納がない旨のもの) ③その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	①平成22年4月1日に創業資金を分離し、佐世保市中小企業創業資金保証(略称:佐世保創業)を創設した。 ②令和4年10月1日以降の保証申込であってセーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。	
実 施 日	昭和58年7月1日 創設 令和 7年 4月 1日 最終改正	